

小中学生の規範意識の構造に関する研究

滝 充 (宮崎大学)

1. 問題の所在

本研究の目的は、小中学生の規範意識に注目し、それがどのような構造を持つのかを明らかにすること、そして、それは学校現場での生徒の「問題行動」とどのように関わるのかを探っていくことにある。

「非行」や「問題行動」を子どもの規範意識の変化と関連づけて説明しようとする自体は、必ずしも新しい試みではない。そもそも「非行」等を逸脱行動として論じることそのものが、既に何らかの規範の存在を前提にしてのことである以上、規範意識という言葉こそ用いないにせよ、逸脱者の規範に対する態度や意識に言及していくのは当然の成行きでもある。あるいは、学校現場の問題状況を「道徳性」と結びつけて論じたものは、新聞の投書欄を始めとして数知れない。しかしながら、実証的な調査研究に限定するならば、従来の規範意識の扱いはせいぜい逸脱行動を説明する諸要因の一つとしての位置づけか、生徒文化を構成する一要因としての位置づけにとどまっており、それを中心にすえた研究はほとんどなされてこなかったと言っても過言ではない。例外的に、「校則」の実態を明らかにすることを主眼とした調査がなされた程度にとどまってきたのである。

ところが、ここ数年、規範意識を重視して逸脱行動を説明しようとする調査研究がいくつか見受けられるようになってきた。たとえば、昨年(1986年)の日本教育社会学会第38回大会においても、タイトルやサブタイトルに規範意識、規範状況、規範感覚等の言葉を

冠した調査研究の発表が3本も見られる。この背景には、まず、学校の管理化が進行した結果としての「過剰な規則」の存在が子どもたちの問題状況に少なからず関わっているという認識が生まれたことを、指摘することができよう。また、問題状況の解決策としての「過剰な規則」が逆の効果をもたらすという認識も、その中に含めることができよう。もう一つには、逸脱行動がより広範な子どもたちに見られるようになってきたことにより、従来の個人的要因による説明から、現在の子どもたちをとりまく広範な状況に目が向けられてきたことが指摘できよう。

しかしながら、現時点でのそうした規範意識に注目する研究に共通する問題点は、それを論じるにあたっての主たる関心が、規範を遵守しているか否か、それを受容しようとする意識や態度があるか否か、にとどまっているということにある。分析対象が児童・生徒であることから、そこで扱われる規範が学校内での禁止事項や奨励事項、校則等を中心とした旧来のものに限定されること自体は仕方のないこととしても、規範意識の有無、あるいは規範意識の弱体化、規範感覚の崩れと指摘された内容は、それら旧来の規範の意識面あるいは行動面での非受容傾向の指摘にすぎない。しかし、規範の非受容傾向をもって規範意識の欠如とする理解が、規範意識を論じるうえで不十分であることは言うまでもない。たとえば、逸脱者の多くは旧来の規範を必ずしも積極的に否定しているとは限らず、ましてやそれを知らないわけでもない。むしろ、彼らにしてもごく普通の状況下では、すなわ

ち自分たちの欲求と相入れない状況にならない限りは、そうした規範を受容していると言ってよい。それゆえ、彼らの逸脱行動の多くは、彼らなりの論理によってその逸脱行為が正当化されうるような状況下において、すなわち旧来の規範に従わないことを合理化できる範囲内においてなされていると考えるほうが自然であろう。それらは、決して無規範な状況下でなされているわけではないのである。だからこそ、彼らに対して『いつもは“いい子”なのに……』といった評価がなされたりもするのである。

要するに、規範意識を問題にするにあたっては、旧来の規範に対する彼らの遵守傾向や受容傾向を論じるだけでは不十分であり、また旧来の規範への不満や拒否理由に言及するだけでも不十分なのである。逸脱行動をとる子どもたちが自らの行動をどのような論理によって正当化しようとするのか、彼らは自分の行動や態度を決定するにあたってどういった規範に準拠するのか、彼らが共有する規範はどういった構造を持っているのか、といったことをこそ問題にする必要があると言えよう。そうした正当化の論理構造を明らかにしていくことが、子どもたちの逸脱行動の理解を目的とした研究にとっては重要であり、ここではそれを規範意識の構造として問題にしていきたい。なお、以下の分析において「問題行動」として取り上げるのは、「いじめ」を行ったり、見てみぬふりをしたケースに限定されることを断わっておく。

2. 調査の方法

今回の分析に用いるデータは、1986年11月にM県下の一中学校の全生徒と、その学区にある3つの小学校の5・6年生をを対象としてなされた質問紙調査によって得られたもの

である。実施にあたっては、記入後、生徒各自の手で封筒に入れて厳封させるという方法を取り、回答の信頼性を高めるようにした。その一方で、記入不備にそなえて、また次年度の追跡調査にそなえて、さらには学校側から提供される種々の情報との対応を取るために出席番号を記入させた。また、調査当日に欠席した者についても、後日実施させ、調査票を回収した。サンプルの内訳、および対象校の属性については、表1・表2（表省略）を参照されたい。

※ 以下はタイトルのみ示す。

3. 旧来規範の受容状況－生徒全体の傾向
4. 旧来規範の受容状況－「いじめ」の加害者の傾向
5. 旧来規範の受容状況－「いじめ」の目撃者の傾向
6. 規範意識の抽出
7. 「いじめ」の目撃者の規範意識の構造
8. 「いじめ」の加害者の規範意識の構造
9. まとめ